

6月に入り、梅雨の時期になりました。今号は、「ギャンブル等依存症」についてお知らせします。

近年のギャンブル等依存症対策の動き

平成 29 年 8 月、政府において「ギャンブル等依存症対策の強化について」が取りまとめられ、平成 30 年 7 月には、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的として、ギャンブル等依存症対策基本法が成立し、同年 10 月に施行されました。また、基本法に基づき、平成 31 年 4 月には、ギャンブル等依存症対策推進基本計画が策定されました。

基本法では、国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるために、**ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日～20日)**が設定されました。



わかっているのにやめられない

ギャンブル等依存症は、脳の機能の変化により、自分ではギャンブル等のコントロールができなくなる疾患です。また、誰でも陥ってしまう可能性があり、「意志が弱い」、「だらしがない」といった性格が原因となる疾患ではありません。

「ギャンブル等依存症」は回復可能

ギャンブル等依存症については、生涯において依存が疑われる人数が約 320 万人といわれている中で、治療を受けているのはたった 3000 人程度という状況です。

アルコール・薬物・ギャンブル等をはじめとする依存症は、適切な治療とその後の支援によって、**回復可能な疾患**でありながらも、依存症に関する正しい知識と理解が得られていない上、依存症への偏見もあり、本人やその家族が適切な治療や支援に結びついていないのが現状です。



依存症は「否認の病気」ともいわれており、本人は「自分は病気ではない」と否定する、**嘘をついたり、借金をしてまでギャンブル等の行為を続ける**といったことがみられ、治療や支援へのつながりにくさがあります。そのため、最初に相談に来てくれるのは、本人よりもその家族であることが多いです。家族の多くは依存症の影響により疲弊しており、支援を必要としています。家族が正しい知識を持ち、本人に適切に働きかけることで、本人の治療・回復につながりやすくなります。

「依存症」からの回復のために大切なことは、単に依存対象から離れるのではなく、「依存せざるを得なくなった」背景にある本人の「生きづらさ」を理解していくことです。

そして、相談機関に適切につながり続けることが、解決の糸口となり、依存症からの回復につな

がります。

三重県こころの健康センターでは、アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめとする依存症問題に悩まれている本人やそのご家族の相談支援に応じています。

平成31年1月、当センターはアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症における三重県全体の核となる相談拠点となりました。

お気軽にご相談ください。



こころの健康センター

依存症・ひきこもり専門電話相談

TEL 059-253-7826

毎週水曜日 午後1時～午後4時

(祝日・年末年始を除く)

ギャンブル障害集団プログラムを実施しています

当センターでは、ギャンブル等の問題で悩んでいる方を対象に、集団プログラムを実施しています。内容は主に、島根ギャンブル障害回復トレーニングプログラム：SAT-G (Shimane Addiction recovery Training program for Gambling disorder)を用います。ギャンブル等の悩みを持つ仲間と一緒にギャンブル等に頼らない生き方を探してみませんか。

お気軽にご相談ください。

担当：三重県こころの健康センター 技術指導課

TEL 059-223-5243



発行：三重県こころの健康センター

〒514-8567 津市桜橋 3-446-34 三重県津庁舎保健所棟 2階

TEL: 059-223-5241(代) FAX: 059-223-5242

URL: <http://www.pref.mie.lg.jp/KOKOROC/HP/>



サポートします！
こころの健康